

(求職者の方へ) 正規雇用労働者としての就業経験が少ない中高齢者の求職者の方へ

特定求職者雇用開発助成金 (中高年層安定雇用支援コース)のご案内

厚生労働省では、いわゆる就職氷河期世代を含む中高齢者の方々の中において、

●不安定な仕事に就いている(正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働いている)方
●仕事に就いておらず(無業状態である)、就職に向けてお悩みの方
●学校卒業後、正規雇用としての経験がない方であって、子育てなどにより就業にブランクがある方
などの方々を、正規雇用労働者として採用いただくことへの支援として、特定求職者雇用開発助成金(中高年層安定雇用支援コース)を創設しました。

<対象となる求職者> 下表①～⑤のすべてに当てはまる方が対象です

この助成金の対象となる求職者は、雇入れ日において①～⑤のいずれにも当てはまる方です。

ハローワークまたは都道府県労働局長の認定を受けた民間の職業紹介事業者など(以下「ハローワークなど」といいます)の紹介で新たに正規雇用労働者として雇用された場合、雇用した事業主に対して助成金を支給します。

なお、事業主が助成金を利用するにあたっては、このリーフレットに掲載している要件の他にも要件があります。

①	35歳から60歳未満の方
②	雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間※を通算した期間が1年以下である方 ※ 正規雇用労働者として雇用された期間とは、①及び②に該当する場合を含みます。 ① 以下のa又はbに該当すること a 自営業者等(個人事業主・フリーランス等) b 業務独占資格(※)を有し資格に基づく就労をしていた者 ② 正規雇用労働者と同等以上の能力が必要な仕事をしていた期間 (この間、雇用保険被保険者だったか否かは問いません) ただし、就労したい職種でこれまでの専門知識等を活かさない場合は上記期間から除きます。
③	雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことがない方 ※ 過去1年間に正規雇用労働者等として雇用された期間がある方でも、事業主都合の解雇等により離職した場合は助成対象となります。
④	ハローワークなどの紹介の時点で「失業している方」または「非正規雇用労働者など安定した職業に就いていない方」でかつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
⑤	正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

※「業務独占資格」とは、法令によって、その資格を有する者でなければ携わることを禁じられている業務を、独占的に行うことができる免許・資格をいいます。具体的には、看護師、社会保険労務士、電気工事士、大型自動車第一種・第二種免許等の資格や免許が該当します。なお、普通自動車免許は、業務独占資格に該当しますが、本要件には含めません。

～ この助成金を利用した職業紹介を希望する場合 ～

この助成金を利用した職業紹介を希望される場合は、下の2点が必要となります。

1. 職業紹介を受ける窓口に応し出てください。
2. 紹介時、求人事業主に対象者となる可能性があることを伝えます。ご了解ください。

この助成金を利用した職業紹介を希望される場合、紹介の際に「特定求職者雇用開発助成金(中高年層安定雇用支援コース)の対象者となる可能性がある」ことを求人事業主に伝える必要がありますので、ご了承ください。

※ 紹介時に伝えない場合、事業主に助成金が支給されません。

※ 上表の①～⑤の要件を事業主に伝える場合があります。

厚生労働省では、この他にも就職氷河期世代を含む中高年層(35歳～60歳未満の方)に向けた様々な支援を行っています。詳しくは、「就職氷河期世代の方々への支援のご案内(https://www.mhlw.go.jp/shushoku_hyogaki_shien/)」をご覧ください。



特定求職者雇用開発助成金

(中高年層安定雇用支援コース)

対象者確認フローチャート

特定求職者雇用開発助成金は、一定の要件を満たす方をハローワーク等の紹介により雇い入れた事業主に対し、支給するものです。要件を満たしているかどうか、以下のフローチャートでご確認ください。

▼35歳から60歳未満の方が対象です(雇い入れ日にこの年齢になる方)

①直近5年間に正規雇用労働者※として1年を超えて就業しましたか。

※下記の期間も正規雇用労働者としての就業期間に含まれます

- ・ 自営業者やフリーランス等で、生計を立てていた期間
- ・ 公務員、議員等
- ・ 業務独占資格(下段参照)を有し、当該資格を活かした就労期間
(お持ちの資格を活かした同職種への就業を希望する場合があります。)

いいえ ↓ はい ➡ 本助成金の対象外

②直近1年間に正規雇用労働者等※として就業しましたか。

過去1年間に正規雇用労働者として雇用された期間がある方でも、本人に負けない事業主都合の解雇等により離職した場合は「いいえ」に進んで下さい。

いいえ ↓ はい ➡ 本助成金の対象外

③正規雇用労働者として雇用されることを希望し、ハローワークなどで個別支援等の就労に向けた支援を受けていますか。

■ハローワークでの個別支援の例 ※原則、複数の支援を受けている方

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| ① 就職の不安に対する相談対応 | ⑤ ニーズにあった求人情報の提供 |
| ② セミナー等の案内 | ⑥ 模擬面接指導 |
| ③ 就職に向けた本人の希望、経験や能力の把握 | ⑦ 応募・面接が不調に終わった場合のフォローアップなど |
| ④ 履歴書・職務経歴書の作成指導 | |

はい ↓ いいえ ➡ 本助成金の対象外

対象となる
可能性があります

- ・ 紹介時に事業主に本助成金の対象者であると伝達をお願いします。
- ・ ご不明点等がありましたら、窓口にておたずねください。

主な業務独占資格(参考)

看護師	准看護師	行政書士	測量士	社会保険労務士
歯科衛生士	歯科技工士	診療放射線技師	理・美容師	宅地建物取引士
大型免許	教員免許	消防設備士	電気工事士	危険物取扱者

※上記は、業務独占資格のうちの一部です。業務独占資格のうち、第一種普通自動車免許は除きます。

特定求職者雇用開発助成金

(中高年層安定雇用支援コース)のご案内

厚生労働省では、いわゆる就職氷河期世代を含む中高齢者の方々の中において、

●不安定な仕事に就いている(正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働いている)方
●仕事に就いておらず(無業状態である)、就職に向けてお悩みの方
●学校卒業後、正規雇用としての経験がない方であって、子育てなどにより就業にブランクがある方
などの方々を、正規雇用労働者※として採用いただくことへの支援として、特定求職者雇用開発助成金(中高年層安定雇用支援コース)を創設しました。

※「正規雇用労働者」とは

- ① 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること
- ② 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間(週30時間以上)と同じ労働者であること
- ③ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則などに規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること
等の要件を満たした労働者である必要があります。なお、短時間正社員等の場合でも正規雇用労働者です。

<支給額> 対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額を支給します

合計助成額	支払い方法
60万円(50万円)	30万円(25万円)×2期 ()内は大企業に対する支給額

<対象となる労働者> 下表①～⑤のすべてに当てはまる方が対象です

雇入れの日において①～⑤のいずれにも当てはまる方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者など(以下「ハローワークなど」という)の紹介で正規雇用労働者として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

①	35歳から60歳未満の方
②	雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間※を通算した期間が1年以下である方 ※ 正規雇用労働者として雇用された期間とは、①及び②に該当する場合を含みます。 ① 以下のa又はbに該当すること a 自営業者等(個人事業主・フリーランス等) b 業務独占資格(※)を有し資格に基づく就労をしていた者 ② 正社員と同等以上の能力が必要な仕事をしていた期間 (この間、雇用保険被保険者だったか否かは問いません) ただし、就労したい職種でこれまでの専門知識等を活かさない場合は上記期間から除きます。
③	雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことがない方 ※ 過去1年間に正規雇用労働者等として雇用された期間がある方でも、事業主都合の解雇等により離職した場合は助成対象となります。
④	ハローワークなどの紹介の時点で「失業している方」または「非正規雇用労働者など安定した職業に就いていない方」でかつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
⑤	正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

※「業務独占資格」とは、法令によって、その資格を有する者でなければ携わることを禁じられている業務を、独占的に行うことができる免許・資格をいいます。具体的には、看護師、社会保険労務士、電気工事士、大型自動車第一種・第二種免許等の資格や免許が該当します。なお、普通自動車免許は、業務独占資格に該当しますが、本要件には含めません。

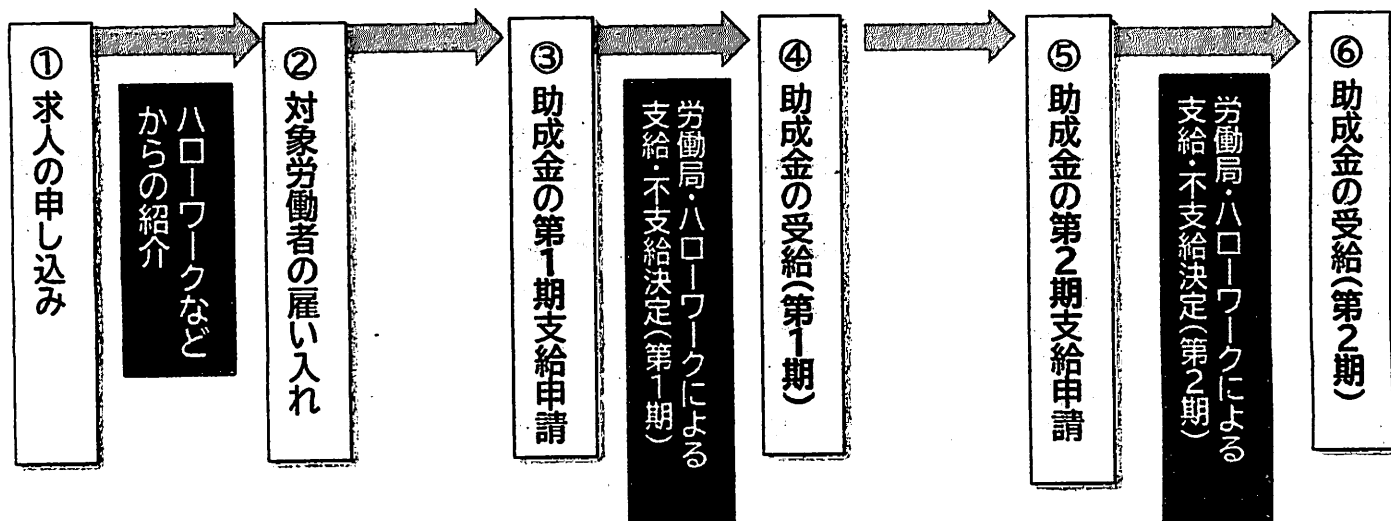
<対象となる事業主> 下表①～⑥のすべてを満たす事業主が助成金の対象となります

①	雇用保険の適用事業主であること
②	対象労働者をハローワークなどの紹介によって正規雇用労働者として、かつ雇用保険の一般被保険者として雇用することが確実であると認められること
③	対象労働者の雇入れ日の前後6カ月間（以下「基準期間」という。）に、事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む。）をしていないこと
④	対象労働者の雇入れ日より前に特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）の支給決定がなされた者（※）を、支給申請日の前日から過去3年間に、その助成対象期間中に事業主の都合により解雇等をしていないこと （※）対象労働者種別が同一の特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）の支給決定がなされた者を含みます。
⑤	基準期間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由で離職した被保険者数が、対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていないこと（特定受給資格者となる離職者が3人以下の場合を除く。）
⑥	対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、対象労働者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳、当該事業所を離職した労働者（日々雇い入れる者を除く。）の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿などを整備・保管していること

注)上記を満たす事業主であっても、以下に該当する場合などは助成金が支給されません

- ・ハローワーク等からの紹介以前に、雇入れに向けた選考を開始していた場合
- ・雇入れ日の前日から過去3年間に、対象労働者と雇用、請負等の関係や、出向、派遣等の関係にあった者を雇い入れた場合
- ・対象労働者が、雇入れをする事業所の代表者または取締役の3親等以内の親族である場合
- ・支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えて支払っていない場合
- ・ハローワークなどの紹介時点と異なる条件で雇い入れられた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益、または違法行為があり、かつこの対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合 など

<雇い入れから支給申請までの流れ>



◆支給にあたっては、このリーフレットに掲載している要件の他にも、条件などがあります。

◆支給申請書等、各種様式は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index00057.html

また、e-Govを通じた電子申請も可能です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index00037.html

※e-Govによる申請時には「就職氷河期世代安定雇用実現コース」を選択して申請します。

◆デジタル・グリーン分野(成長分野)の業務に従事させる事業主が、本コースの対象となる労働者を雇い入れ、人材育成や、職場定着に取り組む場合 又は、人材開発支援助成金を活用した教育訓練を実施した上で雇い入れから3年以内に5%の賃上げを実施した場合 本コースの1.5倍の助成額を支給する特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)があります。

対象者に人材育成などをお考えの事業主の皆様は、特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_seichou_00008.html

◆ご不明な点については、都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。

資料 ②-⑤

雇用保険被保険者資格取得届の記入例

様式第2号（第6条関係）

雇用保険被保険者資格取得届

 雇用
 者
 番号
 0123456789
 （必ず第2面の注意事項を揃ってから記載してください。）

領票種別

19101

1. 個人番号

123456789000

2. 被保険者番号

4900-123456-7

3. 取得区分

2 (新規
2 再取得)

4. 被保険者氏名

適用 優子

フリガナ（カタカナ）

テキヨウ ユコ

5. 変更後の氏名

フリガナ（カタカナ）

6. 性別

2 (1 男
2 女)

7. 生年月日

3-521025 (2 大正
3 昭和
4 平成
5 令和)

8. 事業所番号

4900-987654-3

9. 被保険者となったこと
の原因

2

10. 賃金（支払の態様＝賃金月額：単位千円）

1-300 (1 月給 2 週給 3 日給
4 時間給 5 その他)

11. 資格取得年月日

5-060401 (4 平成
5 令和)

- 1 新規（新規）
雇用（学卒）
2 新規（その他）
雇用
3 日雇からの切替
4 その他
8 出向元への復帰等
（65歳以上）

12. 雇用形態

4 (1 日雇 2 派遣
3 パートタイム 4 有期契約
5 季節的雇用 6 労働者
7 その他)

13. 職種

01 (01～11)
第2面
参照

14. 就職経路

1 (1 安定雇用紹介
2 自己就職
3 関係紹介
4 転職していない)

15. 1週間の所定労働時間

4000 (時間 分)

16. 契約期間の
定め

1

1 有

契約期間 5-060401 から 5-070331 まで

契約更新条項の有無 1 (1 有
2 無)

事業所名 株式会社カスミ商店

備考

17欄から23欄までは、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。

17. 被保険者氏名（ローマ字）（アルファベット大文字で記入してください。）

被保険者氏名（続き（ローマ字））

18. 在留カードの番号（在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）

19. 在留
期間20. 資格外活動
の許可の有無21. 派遣・請負
就労区分

22. 国籍・地域

23. 在留資格

※ 公安記
共 定 職
業 所 欄

24. 取得時被保険者種類

1 一般
2 短時間労働者
3 季節労働者
11 高年齢被保険者（65歳以上）

25. 番号複数取得チェック不要

1 (チェック・リストが
出力されたが、調査の
結果、同一人でなかった
場合に「1」を記入。)

26. 国籍・地域コード

22欄に対応
するコードを
記入

27. 在留資格コード

23欄に対応
するコードを
記入

雇用保険法施行規則第6条第1項の規定により上記のとおり届けます。

令和 6 年 4 月 7 日

住 所 東京都千代田区墨田1-X-X

事業主 氏 名 株式会社カスミ商店 代表取締役 千代田 カスミ

飯田橋 公共職業安定所長 殿

電話番号 03 - XXXX - XXXX

社会保険 労務士 記載欄	氏 名	電話番号

※ 所 長	次 長	課 長	係 長	係	操作者

※ 備考

確認通知 令和 年 月 日

特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）対象者確認票

以下のそれぞれの項目について、「はい」又は「いいえ」のどちらかにチェックを付けて下さい。
もし、誤った内容や偽った内容を記載した場合、本助成金の対象者にならず、その結果事業主が本助成金を
受けられないことでトラブルになることがありますので、正確に記入してください。

確 認 事 項		はい	いいえ
1	正規雇用労働者（※）として雇用されることを希望していますか。 ※期間の定めのない労働契約を締結する労働者（無期雇用期間労働者）で、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同じ（一般的に30時間以上です。）であるものとして雇用されることをいいます。	☐	☐
2	現在、安定した職業（※）に就いておらず、ハローワークや職業紹介事業所等で就職に関する個別支援等を受けていますか。 ※「期間の定めのない労働契約であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同じであるもの」及び「自営業者等であって、正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えられるもの」をいいます。	☐	☐
3	35歳以上60歳未満ですか。 ※35歳未満又は59歳の方で生年月日が近い方は、下記についても記載下さい。 生年月日 年 月 日 紹介日現在の年齢 才	☐	☐
4	正規雇用労働者等（※1）として雇用された期間を直近のものから順番に記載してください。その結果、以下の①、②、③を満たす場合、「はい」にチェックを付け、そうでない場合は「いいえ」にチェックを付けてください。 ①雇入れ予定日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者等（※1）として雇用された期間の合計が1年以下ですか。 ②現在、国家資格・免許のうち、業務独占資格はもっていますか。 （免許のうち普通自動車第一種免許は除きます。） ・有している資格・免許等の名称（ ） （②が「はい」の方のみお答えください） ①の期間に②の資格等を活かして1年以上就労しましたか。 （②が「はい」の方のみお答えください） 今回応募する職種は、②の資格を活かして就業する職種ですか。 ③雇入れ予定日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等（※1）として雇用されることがないですか（ただし、同期間に正規雇用労働者等として雇用されていた場合であっても、事業主都合や正当な理由のある自己都合退職等で離職した場合は、③を満たすものとなります）。 正規雇用労働者としての職務経歴を記載ください。なお、②の資格を活かした就業であった場合、□に✓をしてください。 (1) 入職日： 年 月 離職日： 年 月 勤務先： □ (2) 入職日： 年 月 離職日： 年 月 勤務先： □ (3) 入職日： 年 月 離職日： 年 月 勤務先： □ (4) 入職日： 年 月 離職日： 年 月 勤務先： □ (5) 入職日： 年 月 離職日： 年 月 勤務先： □	☐	☐

※1 自営業者等（フリーランス等名称は問いません）であって、業務独占資格を有して業務を行っていた期間等、正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えられる職業に従事する場合も含みます。
 ※2 ハローワークにおいて過去の雇用保険の加入状況を確認することがあります。
 ※3 有している資格・免許等が複数の場合及び過去の職歴について、記入欄が不足する場合には、別葉にて御回答ください。

上記に記載した内容に相違ありません。

年 月 日

(本人氏名)

※ 本助成金を利用した職業紹介を希望する場合は、ご自身から申し出てください。
(ただし、紹介機関から本助成金を利用した職業紹介を勧める場合があります。)

0200 支給要件

0201 支給対象事業主

中高年層コースは、次のイからホまでのいずれにも該当する事業主（以下「支給対象事業主」という。）に対して支給するものとする。

- イ 0202に該当する求職者（以下「対象労働者」という。）を、その属性を把握した上で、安定所若しくは運輸局又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等（「雇用安定事業の実施等について」別添2「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書について」（平成25年5月16日付け職発第0516第19号、能発0516第4号、雇児発0516第9号。以下「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書について」という。）参照）（以下「安定所等」と総称する。）による中高年層コース又は成長分野等人材確保・育成コース（第2 各助成金別要領の5 特定求職者雇用開発助成金の(5) 成長分野等人材確保・育成コース。以下「成長コース」という。）の対象労働者として明示した職業紹介により、次の(イ) から(ハ) までのいずれにも該当する通常の労働者（以下「正規雇用労働者」という。）として、かつ、短時間労働者を除く一般被保険者（雇保法第60条の2 第1 項第1 号に規定する被保険者（雇保法第38条第1 項に規定する短期雇用特例被保険者及び雇保法第43条第1 項に規定する日雇労働被保険者を除く。）をいう。以下同じ。）として雇い入れる事業主であること。なお、正規雇用労働者について、就業規則等に規定されていることが必要である。
- ※「短時間労働者」とは、雇保則第110条第3項に規定する、1 週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1 週間の所定労働時間と比し短く、かつ20時間以上であって雇保法第38条第1 項第2 号の厚生労働大臣の定める時間数未満（30時間未満）である者をいう。以下同じ。
- (イ) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- (ロ) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間（週30時間以上）と同じ労働者であること。ただし、短時間正社員（第2 各助成金別要領の12キャリアアップ助成金で定めるものをいう。）の場合には、この限りでない。
- (ハ) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。
- ロ 基準期間（対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6 か月前の日から起算して1 年を経過する日（支給対象事業主が対象労働者を0204ロ(イ) a からc までのいずれかの理由により当該雇入れ日から起算して6 か月を経過する日までの間に雇用しなくなった場合は、当該雇用しなくなった日の前日）までの期間をいう。以下同じ。）において、当該雇入れに係る事業所で雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下0201ハ及び二、0503ロ、0503ハ、0702ホ及び0702ヘにおいて同じ。）を解雇等事業主の都合で離職させた事業主（次の(イ) に該当する解雇等又は(ロ) に該当する解雇を行った事業主を除く。）以外の事業主であること。
- (イ) 当該労働者の責めに帰す理由による解雇等（事業主からの申出（各支給対象期間の支給申請期限内に支給申請書の提出を行った場合であって、支給決定を受けるまでに申出を行うもの又は不支給決定後1 ヶ月以内に申出を行うものに限る。）があり、かつ、雇用保険の給付制限に係る離職理由について重責解雇の認定を受けていないものの、事業主や離職者以外の第三者からの聴取や客観的証拠の確認によって重責解雇に該当するもの（以下「重責解雇に該当する離職」という。）を含む。）
- (ロ) 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇、

ハ 当該雇入れに係る事業所で対象労働者の雇入れ日より前に中高年層コース（対象労働者種別が中高年層コースと同一のものに係る成長コースを含む。以下0503口及び0702ホにおいて同じ。）の支給決定がなされた者を、支給申請日の前日から起算して3年前の日から当該支給申請日の前日までの期間において、その助成対象期間中に解雇等事業主の都合で離職させた事業主（ロ（イ）又は（ロ）に該当する解雇等を行った事業主を除く。）以外の事業主であること。

ニ 基準期間において、当該雇入れに係る事業所において、特定受給資格者（雇保法第23条第2項に規定する特定受給資格者をいう。以下同じ。）となる離職理由のうち離職区分1A又は3Aとされる離職理由（0201ロ（イ）の重責解雇に該当する離職を除く。）により離職した者として受給資格決定処理が行われたものの数を、当該事業所における当該雇入れ日における被保険者数で除した割合が6%を超えている（特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなされたものの発生数が3人以下である場合を除く。以下0503ハ及び0702ヘにおいて同じ。）事業主以外の事業主であること。

ホ 事業所において、次の書類を整備、保管している事業主であること（船員法（昭和22年法律第100号）において整備及び保管が義務付けられている書類を含む。以下同じ。）。

- （イ）対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード又は船員法第67条に定める記録簿等（以下「出勤簿等」という。）の書類
- （ロ）対象労働者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳又は船員法第58条の2に定める報酬支払簿（以下「賃金台帳等」という。）
- （ハ）当該事業所を離職した労働者（日々雇い入れる者を除く。）の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類

0202 対象労働者

次のイから二までのいずれにも該当する者

イ 雇入日時点で35歳以上60歳未満の求職者であった者

ロ 次の（イ）及び（ロ）のいずれにも該当する者

（イ）雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間（自営業者等（個人事業主、フリーランス等名称は問わない。）又は、法令等に規定された業務独占資格・免許等を有し、当該資格等に基づく専門知識等を活かした就労（雇用保険の被保険者であったか否かは問わない。）をしていた者等であって、正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えられる職業に従事していた期間を含む。ただし、当該職業が、就労を希望する職業と異なり、当該資格等に基づく専門知識等を活用できない場合を除く。以下同じ。）を通算した期間が1年以下である者

（ロ）雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用された期間がない者又は雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用された期間があつて、対象者の責めに帰すべき理由以外の理由により、当該正規雇用労働者として雇用された事業所等を離職した者。なお、この「対象者の責めに帰すべき理由」による離職には、対象者の責めに帰すべき理由による解雇のほか、正当な理由のない自己の都合による退職等を含むものである。

ハ 正規雇用労働者として雇用されることを希望している者

ニ 安定所等の紹介の日（以下「紹介日」という。）において安定した職業（期間の定めのない労働契約であつて、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同じであるもの及び自営業者等であつて、正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えら